

犬山市小規模工事等契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市が発注する小規模な工事、修繕、製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、委託等（以下「工事等」という。）について、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内のものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 前3号に掲げるもの以外のもの 50万円

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 犬山市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格を有しない者
- (4) 市税の滞納がある者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1)に市税の納税状況の調査同意書(様式第2)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 登録の有効期間は、2年とする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、小規模工事等契約希望者登録名簿(様式第3。以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録(変更・休止・廃止)届(様式第4)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

第7条 市長は、工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に随意契約の機会を与えるよう努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用

することができる。